

(広報例 1)

宮崎県最低賃金が時間額 1,023 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 11 月 16 日から「**時間額 1,023 円**」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】

宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

(広報例 2)

宮崎県最低賃金が時間額 1,023 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 11 月 16 日から「**時間額 1,023 円**」に改定されることになりました。

最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

※ 最低賃金の算定に当たって、次の賃金は算入しません。

①臨時に支払われる賃金 ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)

③時間外割増賃金、休日割増賃金、深夜割増賃金 ④精皆勤手当 ⑤通勤手当 ⑥家族手当

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室

電話 0985-38-8836

宮崎県最低賃金が時間額 1,023 円に改定

宮崎県最低賃金は、本年 11 月 16 日から「時間額 1,023 円」に改定されることになりました。
最低賃金は臨時、パート、アルバイトを含む宮崎県内で働くすべての労働者に適用されます。

【問合せ先】 宮崎労働局労働基準部 賃金室 電話：0985-38-8836

[最低賃金引き上げの支援策として各種助成金をご活用ください]

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**のその費用の一部を助成します。中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取組が支援対象です。

賃上げコース区分	助成上限額
30円コース	30万円～130万円
45円コース	45万円～180万円
60円コース	60万円～300万円
90円コース	90万円～600万円

活用のポイント

賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

業務改善助成金

検索



キャリアアップ助成金 (賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規程等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成上限額 (1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

活用のポイント

賃上げ+設備投資

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引上げ額、引上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金

検索

